

【相談内容】

No71.BOXカルバートの法定点検の溝橋該当の有無等について

- ①道路に対して縦断方向に敷設されているBOXカルバートの法定点検の溝橋該当の有無
- ②市道の2路線に跨って布設されているBOXカルバートの法定点検の橋梁数のカウント

【助言内容】

① BOXカルバートの法定点検の溝橋該当の有無について

- ・溝橋※については、「道路の下を横断する道路や水路等の空間を確保するために盛土あるいは地盤内に設けられる構造物で、橋長2 m以上」かつ「土被り1 m未満のボックスカルバート」のことを言う。

※「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料
(H31.2 国土交通省道路局 国道・技術課)」P9 参照

- ・よって、対象のBOXカルバートがその条件を満たすのか確認が必要。
- ・借用資料より確認できる範囲では、枝線については、道路の下を縦断する水路であると推定される。
- ・その場合、枝線については、溝橋の定義に（厳密に言えば）当てはまらないと考えられる。
- ・よって、例えば、道路管理者として「枝線のボックスカルバートは本線の溝橋と一体構造物であるため、全延長を溝橋として定期点検を実施するのか」または、「枝線のボックスカルバートは、厳密には溝橋でないため、定期点検ではなくそれ以外の点検にて実施するのか」を判断する必要がある。

(次頁に続く)

【助言内容】 ※前頁の続き

- ② 2路線に跨っているBOXカルバートの橋梁数のカウント（1橋又は、2橋）について
- ・ 枝線のボックスカルバートにおいては、本線の溝橋と一体構造物であるため、全延長を溝橋として法定点検を実施するのであれば、「道路橋毎の健全性の診断」の単位は以下を基本※とする。
 - ◇道路橋種別毎に1橋単位とする。
 - ◇道路橋が1箇所において上下線等分離している場合は、分離している道路橋毎に1橋として取り扱う。
 - ◇行政境界に架設されている場合で、当該道路橋の道路管理者が行政境界で各々異なる場合も管理者毎ではなく、1つの道路橋として1橋と取り扱う。
- ※「道路橋定期点検要領（H31.2 国土交通省 道路局）」P3 参照
- ・ 借用資料において確認できる範囲では、本ボックスカルバートについては、複数BOXに跨がり、その構造が「一体構造」であると考えられる。
 - ・ その場合、「道路橋種別毎に1橋単位とする」に該当するため、基本、本ボックスカルバートを「1橋単位」として健全性の診断を行うことになると考えられる。